

自動販売機設置に係る保有財産の貸付けの契約における一般競争入札に参加しようとする者の一般競争入札参加資格基準及び自動販売機設置に係る保有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間

自動販売機設置に係る保有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者の資格に関する規程（平成 29 年岩手県告示 872 号。以下「規程」という。）第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度から令和 4 年度までの間に実施する自動販売機設置に係る保有財産の貸付けの契約における一般競争入札に参加しようとする者の一般競争入札参加資格基準及び自動販売機設置に係る保有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間を次のように定める。

1 一般競争入札参加資格基準

- (1) 飲料又は食品を販売する自動販売機を設置できること。
- (2) 法人にあつては岩手県内に本店を有し、個人にあつては岩手県内に住所を有し、かつ、岩手県内で業を営んでいること。
- (3) 規程第 8 条第 1 項の規定に基づき資格の取消しの処分を受けた者にあつては、その処分の期間を経過するまで、規程第 2 条第 1 項に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）を受けることができない。
- (4) 自動販売機設置業務において、2 年以上継続して管理及び運営の実績があること。
- (5) 法令の規定により許可を必要とする場合にあつては、これを受けていること。

2 自動販売機設置に係る保有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

- (1) 提出期間 令和 2 年 1 月 31 日から 2 月 21 日まで。ただし、この期間に提出できなかった者は、令和 3 年及び令和 4 年の 1 月 31 日から 2 月 21 日までの期間に提出し、名簿への追加を受けることができる。
- (2) 提出書類 資格審査を受けようとする者は、別に定める様式による自動販売機設置に係る保有財産の貸付け一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める審査書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (3) 提出場所及び方法 岩手県総務部管財課に、提出書類を郵送又は直接持参することにより提出すること。

(4) 提出部数 1 部

3 資格審査の結果の通知 資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後、次の各号のいずれかに該当する場合はその都度別に定める様式による自動販売機設置に係る保有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を、知事に提出しなければならない。

- (1) 所在地を変更した場合
- (2) 商号又は名称、代表者等を変更した場合
- (3) 電話番号を変更した場合
- (4) 法令の規定により許可を必要とする場合において、当該許可に変更があった場合

5 その他

宛先を明記した返信用封筒（郵便切手を貼付したもの）を添付すること。